

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令元-職9〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動1及び4は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

諮問に係る下記の表現活動2及び3は、条例第5条第1号各号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しない。

記

（表現活動1）

平成30年11月に大阪市内を外部スピーカー付きの乗用車で走行しながら、弁士A、弁士B及び弁士Cにより、当該スピーカーを用いて、あるいは当該車両から下車してなされた特定の集会に抗議する意図で行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

本件街宣活動のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

本件街宣活動のうち、弁士Cにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動3」という。）

（表現活動4）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及び投稿説明文（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定多数の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」といい、本件表現活動1ないし4を併せて「本件表現活動」という。）

第2 結論に至った理由

1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動は、平成30年11月に特定の集会に抗議する意図で、大阪市内の路上を外部スピーカー付きの乗用車で走行しながら、弁士A、弁士B及び弁士Cにより、当該スピーカーを用いて、あるいは当該車両から下車してなされた街宣活動である。

本件動画等のタイトルにおいて、弁士Aに関する記述があることから、一見すると、本件街宣活動は弁士A主催による行為と推認されるが、本件動画により弁士A、弁士B及び弁士Cの発言等を当審査会が確認したところ、お互いに事前の打合せ等を行うことなく自由に発言することを弁士A及び弁士Cから弁士Bへ促す発言が確認できた。また、弁士Aが主催する街宣活動である旨に言及する表現活動についても確認できなかった。

上記のことを総合的に勘案すると、本件街宣活動は、弁士Aによる統率のとれた街宣活動ではなく、集まった者が思い思いにそれぞれの主義主張を述べているに過ぎないことが認められる。

これらのことから、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動ではないと判断した。

以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1は弁士Aにより、本件表現活動2は弁士Bにより、本件表現活動3は弁士Cにより、それぞれ行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動4についても、本件街宣活動の一部を記録した一連の動画であることから、独立した表現活動であるものと認めることとした。

以下、本件表現活動1ないし4のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動4の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織

である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成31年1月18日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画等は、本件ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和3年6月27日時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成31年1月18日時点においては、本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件コメントについて

本件ウェブページには本件動画等のほかに本件コメントが掲載されているが、本件コメントは、基本的には本件動画等に付随するものとして本件動画等と一体となって視聴対象となっており、本件動画等の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では、「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた情報提供の対象が本件コメントとされていない本件においては、本件表現活動4の同項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件動画等について行うこととし、その上で、本件動画等の各該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページでは不特定の者によって本件動画等に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件動画等と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件動画等への影響について検討することとした。

3 申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 弁士A

弁士Aに対しては、簡易書留により送付したが、受領されず返送されてきたため、改めて特定記録郵便により、相当の期間を与えて、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士Aからの申立てがあれば、同条第3項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、弁士Aからは、意見等の提出はなかった。

イ 弁士B及び弁士C

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動のうち、本件表現活動2及び3については、下記6に記載のとおり、条例に規定する特定人等に関する表現活動には該当しないと判断できることから、ヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、弁士B及び弁士Cについては、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、弁士B及び弁士Cに対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に弁士B及び弁士Cが応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、弁士B及び弁士Cについては、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

ウ 本件表現活動4を行ったもの

本件表現活動4を行ったものに対する意見提出等の機会について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動4を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動4を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、意見提出等の機会において、弁士Aに対し、確認したところ、上記Aのとおり所在に関して弁士Aからは、回答はなかった。

以上より、本件表現活動4を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1ないし3について

本件表現活動1ないし3は、いずれも、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、いずれも条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動4について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動4は、大阪市内で行われた本件表現活動1ないし3の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、本件表現活動1は下記5に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動4は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第1号該当性について

弁士Aは、次のように述べていることが認められる。

- ・「北朝鮮」の人々について、ふがいなく、意気地がない民族という旨の表現を用いている。
- ・在日韓国・朝鮮人について、人種差別主義者及び人間以外の生物に例えて害があるという旨の表現を用いている。

本件表現活動1では、何ら根拠も示さずに、「北朝鮮」の人々であることのみを理由に、ふがいなく、意気地がない民族という旨を述べ、その評価を貶めようとしていることから、「北朝鮮」の人々であることのみをもって侮蔑する意図が明確に認められる。

また、特定の集会に抗議する意図で行われた街宣活動であるにもかかわらず、当該集会参加者の一部を在日韓国・朝鮮人と決めつけ、根拠を示さずに、人種差別主義者及び人間以外の生物に例えて害があるという旨を述べていることから、結局、面前にいた当該参加者の個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、人種差別主義者などという旨を述べていることと何ら変わるところはなく、在日韓国・朝鮮人一般の評価

を貶めようとしていることから、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって侮蔑する意図が明確に認められる。

また、これらの表現は、乗用車に搭載された外部スピーカーを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人であることのみを理由に、「北朝鮮」の人々及び在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められ、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、「北朝鮮」の人々及び在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動1では、上記(1)で述べたとおり、「北朝鮮」の人々がふがいなく、意気地がない民族であり、また、在日韓国・朝鮮人が人種差別主義者であると決めつけるなどしており、「北朝鮮」の人々及び在日韓国・朝鮮人への誹謗中傷が繰り返されている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、乗用車に搭載された外部スピーカーを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)などの文言を聞き取ることができたことから、本件表現活動1は、「北朝鮮」の人々及び在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているということが出来る。

以上より、本件表現活動1は、当該個人らに限らず、「北朝鮮」の人々及び在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、乗用車に搭載された外部スピーカーを通じて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 結論

以上から、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

6 本件表現活動2及び3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

条例の制定経緯、文理、趣旨及び条例第2条第1項各号の規定によれば、表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に関する表現活動であることが要件となっている。これは、表現活動が、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること、及び、同じく、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであることが、当該表現活動において社会通念上認められることを要件としていると解される。よって、以下、本件表現活動2及び3が当該要件を満たしているかについて検討する。

(2) 本件表現活動2及び3について

本件表現活動2においては、特定の集会参加者に対して、基地に対する反対活動を行うことで報酬を得ている人々が日本を潰そうと破壊活動を行っていることや当該参加者をさして犯罪者であり、早く処分しなければ日本のためにならないなどという旨を主張している。

また、本件表現活動3においては、人間以外の生物に例えて害があり、日本から排除しなければならないなどという旨を主張している。

犯罪者、早く処分すべき、人間以外の生物に例えて害があり、日本から排除しなければならないという旨の表現は、仮に特定の人種又は民族に向けられたものであるならば、当審査会としては看過し難いものである。

しかしながら、本件表現活動2及び3は、外部スピーカー付きの乗用車で走行しながらなされたものであり、その前後の街宣活動と時間的に間隔が空いていることからすると、自ずと聴衆は同一とは考え難く、その対象としている相手方については、本件表現活動1と切り離して考えるべきである。

これらを踏まえて、当審査会が確認したところ、これらの表現は、特定の集会参加者に向けられたものであることは確認できるものの、明確に特定の人種又は民族に向けられたものとまでは認められなかった。

(3) 小括

以上から、本件表現活動 2 及び 3 は、いずれも上記 (1) で示した要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動には該当しないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

7 本件表現活動 4 のヘイトスピーチ該当性について

本件表現活動 4 は、本件表現活動 1 の内容を含む本件街宣活動の一部を大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動 4 は、本件表現活動 1 と、その目的及び表現の内容の意味するところについて同様であると認められ、かつ、インターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動 4 は、条例第 2 条第 1 項各号に該当する。

したがって、本件表現活動 4 はヘイトスピーチに該当する。

8 結論

以上の次第で、第 1 記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和元年度 令元一職 9

年 月 日	経 過
令和 元年 11 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 元年 11 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 11 月 28 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 12 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 2 月 3 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 2 月 25 日	調査審議（論点整理）
令和 7 年 3 月 4 日	調査審議（答申案）
令和 7 年 3 月 13 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）